## Ⅲ、教育政策全般に関わる質問

【文科省側回答者】　　板東孝訓　初等中等教育局教育課程課企画調査係長
　　窪田　徹　初等中等教育局情報教育課･外国語教育課学習情報係長

**1, 天皇代替わりにおける文科省の通知について**

文科省初等中等局長名で2019年4月22日付けで発出した「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての学校における児童生徒への指導について（通知）」についてが出されたがこの「通知」についての質問すると同時に同「通知」の撤回を要望する。

①「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」を根拠に、「天皇陛下を深く敬愛し」など思想良心に抵触することがらを児童生徒に「理解」させようとしているが、それは事実や真理ではなく特定の価値観を一方的に押しつける行為であって、憲法19条及び26条、そして教育基本法に反するばかりか、『学習指導要領解説　道徳編』にある「特定の価値観を児童に押し付けたり，主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは，道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」そのもので、この文書は思想良心の自由を侵害する「通知」であると考えるが、いかがか。

②「御即位当日における祝意奉表について（通知）」では、「御」の冠を被せたり、「奉表」などというどの辞書にも載っていない言葉が使われたり、公法では用いない「陛下」という尊称が用いられるなど過剰な敬語が使われている。

　これらをそのまま「児童生徒に理解させる」こととは、あたかも天皇は身分の違う高貴な存在であることを理解させようとしているかのようであり、主権者教育にはほど遠い臣民教育への回帰であって、憲法1条、14条に反しているのではないか。象徴としての天皇の地位は「主権者の存する国民の総意」に基づくものとされているが、公文書における、身分格差を連想させる「陛下」という尊称や過度の敬語の使用、及びそれを子どもに理解させることが「国民の総意」として形成されたことがあるのか、憲法との整合性を問う。

**● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）**

1．の天皇の代替わりにおける文科省の通知について、といいうことに質問をいただいておりますが、まず①の「思想良心の自由を侵害するものではないか」という点についてですけど、そもそも学習指導要領において、「日本国憲法に定める天皇の地位について指導すること」としており、その際に「日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為などを児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げて、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること」こととしております。

この度のご退位及びご即位については、我が国の歴史にとって極めて重要な節目であるということでございまして、子どもたちがその趣旨や天皇についての理解を深めることができるようにすることは重要なことと考えております。

このため今回の通知は、平成のご即位の際と同様に、今回のご退位及びご即位に際しても、各学校における指導をうながす観点から通知を発出したものでございます。

これらについて、児童生徒の内心にまで立ち入って強制をしようという趣旨のものではなく、あくまで学習指導要領の趣旨に基づき、各学校において適切に指導いただくためのものでございます。

続いて②でございますけど、ここで指摘をされている「御即位当日における祝意奉表について（通知）」で

すけど、この通知について、同一名称の閣議決定がなされておりまして、それを受けて、内閣官房長官から文部科学大臣宛の依命通知があったことを踏まえて、この通知を発出したものでございまして、用語については閣議決定に倣っております。

また、国会において定められた法律においても、例えば『皇室典範』第23条において、「天皇の敬称は陛下とする」という旨が定められておりますし、今般定められた「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」においては、その趣旨として、国民がご高齢にいたるまで国事行為をはじめとする公的なご活動に精励されてきた天皇陛下を深く敬愛している、といった状況に鑑みて天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するという旨が定められております。

これらに鑑みますと、今般の通知において、過度の敬語が使用されているとは考えておりません。なお、4月22日付けの通知については、各学校において、通知を踏まえて今回のご退位及びご即位について、またご即位に際し国民がこぞって祝意を表する意義について、児童生徒の発達の段階を踏まえながら、予め適宜な方法により指導いただくということを依頼するものでありまして、通知の文言をそのまま必要するということを求めるものではございません。

**【天皇への敬愛や祝意を学校で指導することについて】**

**○Q：永井**

1. 天皇のことについて、小学校6年生の学習指導要領には、国事行為についてって書いてあるんです。4. 22通知はは国事行為云々じゃなくて、そのまま出てるわけで、全然齟齬があるというふうに思います。

それから、皇室典範を根拠にしましたが、教育関連法で根拠とするならば分かるのだけれど、教育現場におろすのを皇室典範を根拠にされたらちょっと困ってしまうな。

**●A：坂東**

それでは順番にお答えさせていただきます。まず1番のところで、国事に関する行為について指導することにしているのではないかという点ですけれども、学習指導要領において、そもそも天皇の地位について指導すると、その際に内容の取り扱いとして、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に解しやすい具体的な事項を取り上げると、書いてございます。今回の即位に伴う儀式等について、国事に関する行為として行うことにしております。それも含めて、今回の通知において、この度のご即位ご退位についても、各学校における指導を促すという観点で通知を発出しているというところでございます。

皇室典範を根拠として、教育現場に下ろすということについて、ご質問をいただいておりましたが、先ほど申し上げたとおり、あくまでもこの4月22日付けの通知については、この通知の文言そのまま指導するように求めるものではなくて、今回のご退位によるご即位に際して、国民こぞって祝意を奉祝する意義について指導を予め適宜の方法によりしてくださいということを依頼するというものですので、皇室典範に基づいたものを何か学校に下ろしていくというものではございません。あくまで、ご質問いただいた中で、陛下という文言について、国民の総意として形成されたことがあるのか、というご質問をいただいておりますので、少なくとも、国民の代表である国会において定められた法律である皇室典範において、天皇の敬称は陛下とすると書いてありますよね、とそれを申し上げたことでございます。

**【大嘗祭について】**

**○Q：北村**

代替わりに関わってたくさんいろんな弊害が教育現場にも及んでいるわけですが、特に心配なのは、まもなく行われる大嘗祭。大嘗祭とは何かとい

うのをどう把握しているか、文科省はどう把握しているかというのを聞きたいです。

一番大事なことは、大嘗祭の中で天皇が神と一体になるということことが書かれています。少なくとも、天皇は神ではないという点でも、昭和天皇の時ですけどしたわけですけど、ここでは明らかに神になるというのは、否定したものが、文科省からも見当たらないように思うのですけど、そのへんを教えてください。

●A：坂東

大嘗祭については、各天皇が即位された最初の新嘗の祭りであると思いますが、神であるということについて、ご質問の趣旨がいまいち分からなかったのですが、それについて、私に何をお聞きになりたいのかちょっと分からなかった。

○Q：長谷川

大嘗祭は、天皇が神と同一になるという宗教的な行事ではないんですか、それが国事行為としていいんですか。

●A：坂東

何を国事行為として行うかどうか、については、文科省の関知するところではないので、お答えは差し控えたいと思います。

○Q：永井

なぜ閣議決定を、4．22通知と一緒に下ろしているのか。

●A：坂東

あくまで、これ、われわれ参考資料として添付した物なんですね。学校において指導の参考となるように、参考資料として添付している。これをそのまま指導せよと求めるものではございません。

＜いつ国事行為になったんですか、それ教えてください。憲法にそんなこと書いてないよ。憲法知っているんですか。＞

そこはですね、何を国事行為とするかということについて、具体的なイベントいついて、具体的な各々の儀式ですとか、執り行なわれるものについていちいちどれを国事行為としてどれを国事行為としないか、ということについて我々は、権限がございませんので、

**【過剰な敬語や尊称の使用について】**

○Q：青木

今の回答の中で、敬語を使うということはやめてもらいたいですよね。憲法の法の下の平等の原則に反するのじゃないですか。天皇は人間じゃないわけ。特定の個人に対してこういう公平に公共の話すべき場で、敬語を使うのはいかがなものか、ですよ。すごく違和感感じているんです。公務員が、法の下の平等に反する行為をここでやっちゃいけないい。

●A：坂東

敬語を使うことについては、私は別に天皇陛下に対してだけ、敬語を使っているわけではないので、みなさんから頂いたご指摘についても、いま敬語を使ってますので、それは私の個人的な言葉遣いの話だと思います。

**【10月に新たな通知を出すのかについて】**

○Q：山田

新たな通知・通達を大嘗祭が行われる10月に出すか出さないか。それ答えて下さい。

●A：坂東

最後に、10月22日に向けて、通知を発するということですけど、現段階では、4月22日付けで発出したものについて各教育現場において、しっかりと趣旨を理解していただくことかなと思いますので、現段階で10月22日に向けてどうこうという話は、あがっておりません。

**＜再質問と再回答＞**

○再Q（1）

天皇の行為で宗教的になる恐れのある行為、たとえば大嘗祭を文科省は憲法20条信教の自由の侵害にならないよう注意すべきと考えるが文科省の見解は如何か。

『御即位当日における祝意奉表について（通知）』についても、主権在民の現憲法下、教育基本法下において、文科省が出すべき通知ではないと私どもは考える。憲法19条、及び26条、そして教育基本法に反するからである。「特定の価値観を押し付ける」という点では学習指導要領の道徳の解説にも反する。

天皇の仕事に「儀式を行うこと」があるが、注意を払わないと宗教となってしまう。それを私的行為として行うなら問題ないが、天皇の仕事として行う公的行為であれば政府は十分注意しなければならない。即位式というべきであり「即位の礼」などという、明治憲法下の国家神道天皇制の時のような宗教的呼び名は現憲法下ではふさわしくない。熱狂的国家宗教支配のファシズムへ進む過ちを繰り返す恐れがあるからだ。今後行われる大嘗祭は宗教行事である。この行事に対する態度を学校教育で主権者にすべきではない。

国民学校初等科修身四（6年生用）の「十四　大嘗祭の御儀」を読むと、「新嘗祭」「大嘗祭」が天皇を神とする宗教行事であることが明らかである。そのため、戦後「新嘗祭」の日は「勤労感謝の日」と呼ばれることになった。天皇家の人々が私的に新嘗祭をするのは自由であるが、主権者（国民）は必要のないことである。同じように「大嘗祭」も主権者にはかかわりのないことであるので学校教育等で祝意の圧しつけがあってはならないと考える。

現憲法下、現教育基本法下、この判断で間違いないか。

※添付資料「国民学校初等科修身四（6年生用）の『十四　大嘗祭の御儀』」の頁の写し

国民学校初等科修身四（六年生用）

十四　大嘗祭の御儀

穂を重さうにたれて、金色の波をうつてゐた稻の取り入れはもうすんで、十一月二十三日には、新嘗祭の日がまゐります。

天皇陛下は、この日、今年の初穂を神々にお供へになつて、御みづからも新穀をきこしめすのであります。

新嘗祭の御儀は毎年行はれるものでありますが、天皇御即位のはじめの新嘗祭を特に大嘗祭と申してをります。

大嘗祭はわが國でいちばん尊いいちばん大切な御祭であります。御一代に御一度、神代そのままに、かうがうしいこの御祭をあそばされるのは、實にわが大日本が神の國であるからであります。

皇祖天照大神は、高天原で五穀の種子を得られて、これを天の狹田、天の長田にお植ゑさせになり、やがてみのつてから、大嘗殿できこしめされました。

皇孫瓊瓊杵尊の御降臨の時、

「吾が高天原に御ず齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつる。」

と仰せられ、この稻を以て御祖先をまつり、御みづからもきこしめし、萬民にも與へるやうにとおさとしになりました。このやうなありがたい大御心にしたがつて、御代御代の天皇は、この御祭をおごそかに行はせられたのであります。

大嘗祭の御儀には、まづ悠紀、主基の二地方に分けて、新穀をたてまつる齋田をお定めになります。さうして御

今上陛下の大嘗祭は昭和三年十一月十四日から十五日へかけて行はせられました。

御儀式は、嚴肅をきはめたものでダ方から始りました。宵の御祭が行はれることになると、古式による御質素な殿舍が、闇につつまれ、ときどきもえあがる庭燎の火に、黑木の柱と庭の上の敷砂とがぼのかに闇の中に浮かび出ました。

陛下には、この時すでにしたしく鰒ひみそぎ、鎭魂の御行事を終へさせられ、御祭服もかうがうしく、神殿に玉步をお進めになつたのであります。

まづ悠紀殿に渡御あらせられて、御みづから、天照大神やほかの神々をおまつりになり、白酒、黑酒を始めとして、齋田の新穀をお供へになり、御自身もまたきこしめされました。

この間、稻春歌、風俗歌などがげだかく、ゆかしい調子でゆるやかに歌はれ、かうがうしさは一段と加はりました。これこそ、實に大神と天皇とが御一體におなりあそばす御神事であつて、わが大日本が神の國であることを明らかにするものと申さなければなりません。

宵の御祭が午後十一時過ぎにすみますと、今度は午前一時から、主基殿で、曉の御祭が始り、それが夜明け方まで續きました。

天も地もおのづから、森嚴きはまりないうちに、陛下は、秋のゆたかなみのりについて、御禮をお申しのべになり、更に、民草のために、大神の御惠みをお願ひになつたのでありまして、大御心のほどがうかがはれて、まことにおそれ多いことであります。

大嘗祭の終りには、國民すべてにこの大御心をたまはるおぼしめしで、重だつた人々に酒饌をおくだしになつたのであります。

この日、帝國の臣民は、いづれも業を休み、おこなひをつつしんで、大御心を奉體し、一君萬民の至誠をあらはしました。私たちは、この記念すべき日を思うて、神の國日本に生まれた喜びと信念とを新しくするものであります。

戦前の教科書には、大嘗祭は宗教的儀式であることがはっきり描かれている。

「この御祭をあそばされるのは実にわが大日本が神の国であるからであります。」

「これこそ実に大神と天皇とが御一体におなりあそばす御神事であって、わが大日本が神の国であることを明らかにするものと申さなければなりません。」

「私たちは･･･神の国日本に生まれた喜びと信念とを新たにするものであります。」

これらの記述は、到底科学では証明出来ない神話や迷信ばかりである。

真理を探究する教育に、神話や迷信が相容れないことは言うまでもない。

「大嘗祭」を「国事行為」として行うことは、日本が神の国であると政府が認めたことに等しい。

学校現場で「大嘗祭」を取り上げることは、皇民化教育そのものであることを、過去の歴史から文科省がご存じないわけはないと思うが。

**●再A（1）**

御指摘の「大嘗祭…が天皇を神とする宗教行事である」かどうかについて、文部科学省は判断する立場にないため、お答えすることは困難である。

なお、一般論として言えば、教育基本法第15条においては、「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」旨、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない」旨が規定されており、学校における教育活動は、同法に則って行われる必要がある。

**〇再Q（2）**

2019年4月22日付の文科省通知では、「陛下」「御即位」と法律本文には無い過剰な敬語が使われている。また、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の本文にも「国民こぞって祝意を表するため」という文言はない。これらの言いまわしを改めていただきたい。そのことに関する返答を求める。

**●再A（2）**

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」においては、その趣旨として、「天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来…国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、…国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し」ているなどとった状況に鑑み、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現する、と定められているところ。

また、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」においては、「本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律…に規定する国民の祝日」となる旨が規定されており、「国民の祝日に関する法律」においては、「…ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」と規定されている。加えて、4月2日には、「御即位当日における祝意奉表について」閣議決定がなされ、その中では、「御即位当日（5月1日）、祝意を表するため」各府省において所要の措置をとることとされたところである。これらのことに鑑みれば、御指摘の通知において過度の敬語が使用されているとは考えていない。

2,『学習指導要領』で教育方法や学習評価に踏み込んでいることについて

今回の学習指導要領改定においては、「総則」が全面改定され、教育の方法や学習評価についてまで言及し記載している。とくに「教育課程の実施と学習評価」においては、「主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を謳っている。文科省において「法規としての性格を有する」と解釈されている学習指導要領の中で教師の教育方法まで規定することの可否について、前回（2017年7月24日）の我々の質問に対して、文科省側は「具体的にどのように指導するのかは、まさに教員の創意工夫によるものであり、今回の改訂においても具体的な指導方法は規定していない。」と回答している。

この回答から、総則「教育課程の実施と学習評価」の中で教育の方法について記載した箇所は、「法規としての性格を有する」のではなく、指導助言的な「手引き」と解釈されるが、どうか。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

学習指導要領は、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しているものでございまして、各学校における指導の具体化については、学校や教師の裁量に基づく多様な創意工夫を前提としているところでございます。

新学習指導要領においては、主体的･対話的で深い学びの視点からの授業改善とか学習評価について記載しておりますけど、こちらについて具体的な指導方法や評価方法について規定はしておりません。

またそれらを実現するために、具体的にどのような指導方法をとるかということについては、教員一人ひとりが考え実践していくものであると考えています。

〇Q：青木

まず、2に関して、学習指導要領は法規としての性格がある、それで具体的な実践については、個々一人ひとりの教員の考えで行うというふうに答えられたんですね。そうなってくると、法規としての性格を有するというは、全体なんですか、部分なんですか、はっきりしてほしいんですよ。

今のお答えによるならば、法規としての性格を持つ部分と、手引書としての性格を持つ部分と二つに分けてもらいたいと思うんですよ。学習指導の方法については、あくまでも手引書なんであると、法規ではないとはっきり言ってもらいたい。そこどうなんですか。

もし、法規でいうのだったら、あなたの言い方全部法規でしょ。一から十まで、はじめから終わりまで、こんな分厚い本が法規なんてありえないんですよ。だから法規としての性格を持つのは、どこからどこまでかはっきり言ってもらいたい。

●A：坂東

続いて、2．ですけど、法規としての性格を有するのは、全体なのか一部なのか、ということですけど、判例等でもありますとおり、学習指導要領は全体として法規としての性格を有するとして判示をされていると思いますけど、その中で、たとえば、主体的･対話的で深い学び、の視点からの授業改善などといったところは、学習指導要領をきちんとお読みいただけるとわかると思うのですけど、具体的な指導方法にまで踏み込んでいるものではなくて、あくまでもこういった視点から授業を改善してください、というものなので、

＜この部分については、手引きでしょ。＞

手引き？という意味がちょっと分からないのですが、私が申し上げているのは、学習指導要領というものが、全体として法としての性格を有する。主体的･対話的で深い学びの視点から授業改善ですとか、というところは、法規としての性格を有する中にあって、こういった授業改善をしてくださいというところについては、法規としての性格を有する、ただその具体的な方法については各学校現場に任されているそれは他の部分についても同様でございます。

＜再質問と再回答＞

○再Q

「学習指導要領は法規としての性格を持つ」ということだが、意味が不明確である。「法規としての性格を持つ」の意味を明確に説明してもらいたい。学習指導要領は学校教育法及び同施行規則に法的根拠を持つ公示文書である。しかし、そのことをもって、行政文書である学習指導要領に「法規としての性格を持」たせることは、法解釈上どう考えても無理である。「法規としての性格を持つ」ものが教育の方法までを規定するのならば、「教員ひとりひとりの創意工夫にもとづいた」実践は画に描いた餅となる恐れが大であり、これにより学校現場が混乱することは火を見るよりも明らかである。

●再A

学習指導要領については、学校教育法第三十三条において、「小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定され、それを受けた学校教育法施行規則第五十二条において、「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」と規定されている（それぞれ、中学校・高等学校等にも準用）。学習指導要領は、これらの規定を踏まえて、文部科学大臣が告示として定める教育課程の基準であり、いずれの学校においても、これに基づき教育課程を編成しなければならないという法規としての性格を有している。

3，『学習指導要領』の中の「愛国心条項」について

中学校社会科、高校地歴科・公民科において、いずれも教科の目標の中に（高校では加えて科目の目標の中に）「わが国の国土や歴史に対する愛情」または「自国を愛し」の文言（以下「愛国心規定」と略）が入っている。教科は、客観性・科学性に裏付けられた独自の専門領域を持つものである。目標に掲げられた「愛情」云々は主観的な個々の心情に関するものであり、教科の内容を歪めるおそれが強い。このことについて文科省としてどう考えているのか。そもそも、これまで道徳教育の目標であった「愛国心規定」を教科の目標の中に入れたことにはどういう合理的理由があると考えているのか。

また、このことによって「愛国心」が学習評価にまで影響を及ぼすおそれがないと考えているのか。前回の回答には「現行においては…一人一人について内心を調べ評価するものとはなっていない」とあるが、それはあくまで「現行」（2017年）において、であって、「愛国心規定」が「前文」「総則」教科目の「目標」などで幾度も繰り返され強調されている新学習指導要領の施行後には、「観点別評価」の導入と併せて、「内心を調べ評価する」ことが組織的に行われるようになるおそれが強いのではないのか。この点については文科省としてはどのように考えているのか。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

今回の改訂においては、育成を目指す資質・能力というのを、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等学びに向かう力、人間性等という三つの柱に整理をしておりまして、ご指摘の高校の公民科の目標における「国民主権を担う公民として自国を愛しその平和と繁栄を図ること」ですとか、地理歴史科の目標における「我が国の国土や歴史に対する愛情を深めること」などについては、小中高一貫性の観点から、学びに向かう力、人間性等に関わる目標の一つとして位置づけているということでございまして、こうした、自国

を愛しですとか、国土や歴史に対する愛情等については、社会科や高校の地理歴史科・公民科における、多面的多角的な考察や深い理解というものを通して涵養されるものであることということを、学習指導要領の解説において示しておりますので、ご指摘のような内心を調べて評価するとというようなことを行うものではございません。また、現行の学習評価の扱いとも特段変わるものではございません。

**○Q：青木**

それから「愛する」というのは心を働きでしょ。内心でしょ。そうは思わないですか。愛するということは、何で内心に関係ないと言い切れるんですか。学びに向かう力の準備段階で、多面的とか色々言って結局内心ではないと言った、これは詭弁もいいところで、やっぱりこれは内心ですよ。内心に関わることを教科の内容に絡めちゃっているですよ。これ重大問題ですよ。

**●A：坂東**

続いて、愛国心条項の部分についてですけど、学習指導要領の公民科の目標の現状においては、「よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的多角的な考察や深い理解等で涵養される人間のあり方生き方についての自覚や国民主権が公民として自国を愛し平和と繁栄を図ることや各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことの大切さについて自覚などを深める」と記載をしておりまして、まさに、学びに向かう力、人間性等に関わる公民科の目標として記載をしておるところです。

今回、学習指導要領の改訂で、目標・内容すべて資質・能力の三つの柱に基づいて、改めて整理をしているものでございますので、その中での文言ということだと思います。

**＜再質問と再回答＞**

**○再Q**

「国を愛する心」は、「学びに向かう力」の一部を形成するものであるから、生徒の内心に係わるものではない、という趣旨の説明を受けたが、詭弁であり納得できない。問題は、教科・科目の「目標」に入ったことである。このことについての説明はなかった。再度質問するが、「国を愛する心」が「目標」に入ることによって教科・科目の内容が影響を受けることはないのか。

**●再A**

中学校学習指導要領解説社会編第1章総説2（2）において、「各教科等の内容については，…「学びに向かう力，人間性等」については，教科及び分野目標において全体としてまとめて示し，項目ごとには内容を示さないことを基本とし，記述することとした。」としているとおり。これは、高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編でも同旨の記載をしている。また、中学校学習指導要領解説社会編第2章第1節において、「我が国の国土や歴史に対する愛情…については，…多面的・多角的な考察や深い理解を通して滴養されるものであり三つの柱に沿った資質・能力の全てが相互に結び付き，養われることが期待される。」としている。これは、高等学校学習指導要領解説地理歴史編及び公民編でも同旨の記載をしている。

**4，高校公民科で新たに導入される新科目「公共」について、**

① 「現代社会」をどのように検証し、総括しているのか。「現代社会」を終了させる合理的な理由を述べられたい。

② 「現代社会」の「目標」にあった「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて」を削除したのはどういう理由からか。新しく設定される「公共」では、「人間の尊重」の精神は尊重しなくても良いのか。また

その内容が「科学的」でなくても良いのか。

③ 「内容」に「基本的人権」や「日本国憲法」の文言が入っていないのはどういう理由からか。教育基本法前文にも「日本国憲法の精神に則り」とある通り、憲法学習は教育の基本であり必須である。高校教育の場からどうして憲法学習の機会を奪うのか。

④ 総則の「道徳教育に関する配慮事項」の中で、高校における道徳教育は「公共」及び「倫理」を「中核」として行うように配慮せよ、としている。これはどういうことか。教科・科目は科学的・専門的な知見により行われるものである。個人の価値観の領域を科学的・専門的な領域に侵入させて良いと考えているのか。

**【回答】　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）**

高等学校の公民科においては、新たな必履修科目として、「公共」を設ける、とともに、そこで育んだ資質・能力をもとにさらに専門的な視野から広く深い探求を行う選択科目として倫理と政治経済と二つの科目を設けております。

現行の選択必履修科目である、現代社会については、公共における三つの大項目相互の関係ですとか、学習内容において、共通する点が多いということで、その発展と捉えることが出来ることから、現代社会については科目を設置していないということでございます。

**Q：青木**

四番目、今のお答えですと、「公共」は「現代社会」の発展だという答えでいいんですね。現代社会の発展だから、現代社会の科目の目標、は公共の中に、発展的に解消されていると、こういう理解でいいですね。

**A：坂東**

「公共」が現代社会の発展かということですが、あくまで今回公民科の科目を新しい三つの科目に再編成しておりますので、「公共」が現代社会の発展形であるというわけではなくて、あくまで新たに科目を設けたということでございます。

現代社会については、公共において三つ大項目を設けておりますけど、公共における三つ大項目相互の関係ですとか、学習内容に共通する点が多くてその発展と捉えることが出来ることから、現代社会という科目の設置は今回はしていないということでございます。

**＜再質問と再回答＞**

**●再Q**

新科目「公共」に於ては、小中学校における憲法学習が前提になっているということだが、生徒の発達段階等を考慮に入れると、小中学校において必ずしも全員が十分に修得したとは考えにくい。その場合、高校段階における補強の方策は、例えば副読本によるなど、文科省として何か考えているのか。それとも地教委や学校現場の自主的な取り組みに任せるのか。

**〇再A**

高等学校学習指導要領第2章第3節「公民」第1「公共」3（3）では「指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」と規定しており、ご指摘の副読本の作成等については現時点では予定していない。

**●　回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）**

また③として、日本国憲法関係のご質問をいただいておりますが、高等学校の新必履修科目である「公

共」においては、高等学校卒業までに身につけることが求められる資質・能力を、小中高各学校段階において、体系的に育成するという観点から「小学校及び中学で日本国憲法に関して習得した知識などを基盤に指導の狙いを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」とか、規定をしておりまして、高等学校において日本国憲法の学習をするということとしております。

**〇Q：青木**

第二点目は、日本国憲法については、小学校から中学校までやってきたから、高等学校であえて触れなくていいと言っているのですか。そうは言ってないんですよね。だから高等学校でもそれを踏まえてやれということでしょ。従って、公共においても日本国憲法の学習は当然尊重されるべきだと、これでいいですね。行うべきであると。

**●A：坂東**

憲法の件ですが、小中学校でやっているから高校でどうのこうのということをお聞きいただいたと思いますが、高校の必履修科目の公共においても内容の取り扱いの中で、指導の狙いを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導することとしておりますので、高校でも憲法の学習は行われます。

**● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）**

また④として、道徳教育関係でのご質問をいただいておりますが、高等学校における道徳教育というのは、従来から人間としてのあり方生き方に関する教育と、教科の特質に応じた学校の教育活動全体を通して行うものとしておりまして、現行学習指導要領においても、公民科の現代社会及び倫理並びに特別活動が人間としてのあり方生き方に関する中核的な指導場面である、と位置づけているところでございまして、その基本的な考え方に変更はございません。

なお、人間としてのあり方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としてのあり方生き方について、生徒が自ら考えるですね自覚を深めて、後日に資するような指導の計画や方法を工夫するということが重要であると考えております。

**5，文科省「放射線副読本」の全国学校への配布に対する抗議と回収の要望**

貴省が昨年10月に改訂し全国の小中学校や高校に配布した「放射線副読本」について、福島第一原発事故被災者への配慮がなされておらず、放射線が安全との印象を受ける記述が多いと判断した滋賀県野洲市教育委員会は、同読本の回収を決定した。

これに対し、柴山文科大臣は野洲市の判断を否定し、「副読本」の積極的な活用を呼びかけた。しかし、「副読本」には事故収束・廃炉作業、除染作業などの被ばく労働者、生業を奪われた農林水産業者、汚染地域に住み続ける人、避難者、帰還者など、原発事故によって未来を変えられた人の生の声は一切書かれていない。最優先されるべきは、被害者の声と深刻な福島原発事故の現実をこそ子どもたちに伝えることである。

① そもそも文科省が各学校に直送した通知文には、「各学校での活用」を各校の判断でお願いを一方的に行ったものであり、地方自治体の「回収」決定を頭ごなしに否定した柴山文科大臣発言の根拠は何ですか。根拠のない発言は撤回すること。

② 同読本は他の地方自治体や児童・生徒、保護者、市民、教職員から批判が出されている。なによ

り教育委員会が「回収」を決定せざるを得ない内容であることに鑑み、「放射線副読本」は今すぐ回収すべきであるが、貴省の見解を明らかにしていただきたい。

● 回答　板東孝訓（初等中等教育局教育課程課企画調査係長）

昨年10月に、放射線副読本の改訂をしましたけれども、こちらは平成29年一昨年の12月に取りまとめられた「風評払拭リスクコミュニケーション強化宣言」を踏まえるとともに、放射線に関する科学的な知識を理解した上で、原発事故の状況や復興に向けた取り組みを学ぶ構成とすること、いじめを防止する内容を抜本的に拡充すること、復興に向けたあゆみが着実に前進していることを紹介すること、を主にポイントとして改訂したものでございまして、放射線に関する児童生徒の科学的な理解を促す上で有意義な内容とすることとしております。

改訂した放射線副読本においては、事故により放出された放射性物質が広範囲に拡散し被害をもたらしたことですとか、福島県の子どもが実際に体験した話しを取り上げて、避難児童生徒へのいじめは決して許されないこと、また現在、事故により避難されている方がいること、等記述をしているところでございまして、事故や被災者の置かれた状況についても全く軽視しているものではございません。

また、今回の改訂は、児童生徒の放射線に関する科学的な知識を身につけ理解を深めることができるように、学校関係者、放射線の専門家、等の意見を踏まえて、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、科学的な根拠に基づいて書き直しを行ったものでございます。

また、野洲市の教育委員会による放射線副読本の回収の件ですけど、滋賀県教育委員会を通じて我々も確認をしておりますけれど、副読本のより有効な活用方法を考えるために行ったものであるという回答を得ておりまして、今後各学校において、改訂の趣旨を踏まえて積極的にご活用いただければと思っております。

6，生徒の個人情報の一元管理と利活用について

① 文科省は2016年8月5日付けで各都道府県教育委員会などに「『教育情報セキュリティのための緊急提言』等について（事務連絡）」を発出した。その緊急提言3は、「各学校において情報セキュリティの専門家を配置することが困難な現状を踏まえれば、重要な個人情報を扱う校務系システムは教育委員会が管理もしくは委託するセキュリティ要件を満たしたデータセンター（クラウド利用を含む）で一元的に管理すること」とある。

この一元的管理とは、あくまでもセキュリティ確保を目的としたものであり、利活用まで含めたものではないと考えてよいか。

② 文科省は学校における「働き方改革」に関し「統合型校務支援システムの導入促進」の必要性を述べ、児童生徒の状況の一元管理に触れている。

しかし、総務省は「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書　平成30年4月」において、「教育データに係る非識別加工情報の活用のイメージ」の一つとして、

“教材会社などの事業者からの提案を受け、市町村が保有する教育に関するデータのうち、校務支援システムに記録されている、教員の週指導計画案に関するデータ及び児童生徒の単元別評価情報を、非識別加工して提供”

などと記載している。校務支援システムに記録されている児童･生徒などの個人情報をこのような形で利活用の対象とする考えに対して、文科省はどうお考えか。

**● 回答　窪田　徹　初等中等教育局情報教育課･外国語教育課学習情報係長**

①と②と、併せて回答させていただきたいと思っております。

①について、ご指摘いただいている文言ですけど、「データセンターで一元的に管理すること」「一元的管理」とはセキュリティ確保を目的としたものであるのかどうか、というところでございます。こちらはイエスでございます。そのとおりでございます。

背景として、先生方よくご存知だと思いますが、各学校に情報セキュリティの専門家というのはおりませんので、その点を教育委員会の方で、集約して管理することを目的にとしてその文言と示させていただいている「一元的管理」という言葉でございます。

②につきまして、こちらはまさに、児童生徒の情報ですとか、先生方の週案とか指導計画、指導の情報などを非識別加工情報として提供することについて、文科省としての考えをということでご質問をいただいていると思います。

こちらにつきましてまず、学校や教育委員会が保有するデータを完全に非識別加工情報としてマスクした情報として、適切に民間企業等において活用することが、分析結果を学校等にうまくフィードバックできれば、指導の充実に活用できる、或いは学習教材や指導内容を充実させる可能性があるということは我々も認識しているところでございます。

ただし、言わずもがなだと思いますけど、提供したデータから、個人が特定されてしまうようなことは、断じてあってはならないことでございます。その他にきちんと留意した上ですすめるということであれば、検討する可能性があるものだと認識しております。

**〇Q：外山**

6のデータの一元的管理の問題ですけど、先程①については、セキュリティ確保を目的に開始したもので、利活用まで含まれたものではないと、それはイエスということですよね。

ところが、②の方では、利活用ありと。その可能性ありと、そういうことですよね。そのへん矛盾しているのではないか。

要するに、個人として特定されないような形ならば、利活用もありだよというそういう意味合いとなると、利活用ありじゃないですか。そういうことになるんじゃないですか。それが一点です。

6月25日付で、「新時代の学びを」というこれ出しましたよね。そちらのほうから、現在のセキュリティの確保やプライバシー保護等の観点を重視しすぎていると、そういう書き方をされている。文科省は、個人情報の扱いがどういう状態だったらいいなと、お考えなのか、明確にしてもらいたい。

**●A：窪田**

情報の方からもお答えさせてください。

私のお答えの言葉に語弊があったら、申しわけありません。ご指摘いただいている一元的管理はセキュリティ確保である、これはイエスでございます。

利活用まで含めたものではないかという点については、言葉の使い方次第で、認識ずれたら申し訳ないのですが、一元的管理か否かを問わず、データ活用は行われるものなので、一元的管理だから、利活用はするしない、の判断ととはちょっと違うのかな、

**〇Q：外山**

セキュリティりを目的にとして一元管理ということだから、利活用というものはないね、と聞いているんです

●A：窪田

ないということは別の問題ではないと思うのですが、問題意識として、一元的管理で利活用することにどういうご懸念をお持ちかと教えていただける話しあっていけると思うんですけど。

○Q：外山

セキュリティ確保を目的として教育委員会が一元的管理をしますと言っているのだから、目的はそれだけですね、と聞いている。それを利活用するということになったら、また別の話じゃないですか。

●A：窪田

それは、データを一元的に管理するという意味では、利活用全体をするかしないかについては、当然判断にもよりますし、ただするときにおいては、地方教育委員会の回答にもありましたけど、非識別加工情報化してやるということがございますので、緊急提言を定めたときに書いたのはもちろんセキュリティの観点からでございます。セキュリティの観点からきちんと教育委員会の方で全部データを集約して伝えるということが、実効的であろうと回答させていただいております。

その点で、利活用かどうかというとこまでは、この緊急提言では触れさせてもらっていないんです。利活用の在り方については、2．の回答にもございますが、当然ながら個人を特定できないように、使っていかなければいけないというふうに認識はしております。

○Q：外山

ということは利活用はありうるということですか

●A：窪田

可能性としてはありうると思います。

○Q：外山

ということになると、現在スマートスクールなどで、ベネッセなどいろんな業者が入っちゃっていますね。生徒情報はダダ漏れですよね。それについてあなたはどうやって捉えるんですか。生徒の試験とか、いろんなそこで勉強するわけでじゃないですか。データを全部業者に行っちゃっているわけでしょ。現実に。そのこととあなたがここでセキュリティ確保を目的にするとここまでへ厳重に考えるとそれに少なくとも制限かけなきゃおかしいでしょ。

●A：窪田

私は個々の会社さん見ているわけではないので、と前置きをしつつでずか、何らかの形で、ベネッセさんとか業者を使っているということ自体は認識してます。そこに対しては当然ながら、個人情報をそういう業者さんの中で、特定された状態で外に流れたりとか、見たりとか・・・

○Q：外山

もう実際にながれちゃてるじゃないですか

○Q：長谷川

たくさんあるの分かるのですけど、もう十分以上時間過ぎてますので、申し訳ないけどこの場はここで終わらせてください。

ただ、最初からいくつも問題が残ってまして、全部ずっと通していらっしゃった方が一人もいないので、帰ってから、もう一回確認して欲しいのだけれど、最初のところから含めて例えば、セアト勧告に関しては、思想良心の自由の問題で有るか無いかということから始まって、様々な疑問が今たくさん出ています。

それから、今のところで言っても、例えば陛下という尊称に関しては、これは我々が君とか様とかつける問題じゃなくて、身分制にかかる問題なんで、これは全然違う範疇の問題なんだだとか、本当に様々な問題が今残っていると思うんです。

で、もう一度私たちの方で、文書でもって吉川事務所を通じて、提出しますので、それに対してやはり文書でお答え願いたいと思っております。

その点についてよろしいでしょうか。

それでは今日はありがとうございました。

＜再質問と再回答＞

○再Q(1)

教育委員会が生徒等の個人情報(要配慮個人情報を含む)を一元管理する目的は、セキュリティ確保であることは7月22日の回答で明確になりました。一方で、そのデータを非識別加工化することにより利活用する可能性についてはあり得るとの認識も示されました。

そこで質問ですが、一元管理されるデータを非識別加工化する主体はどこになるのでしょうか。一元管理しているのは各教育委員会ですが、それはセキュリティ確保のための管理でしかないので、教育委員会が非識別加工する権限はないのではないか。そうだとすると、個々の学校の判断になるのか、あるいは学校の同意を得て教育委員会が行うのか、という疑問です。

●再A(1)

学校・教育委員会が有するデータを活用する場合には、非識別加工情報の作成やその管理における安全管理措置を徹底するなど、万が一にも本人が特定され、不利益を被ることがないように、情報セキュリティの確保には十分に留意する必要がある。また、本年6月に公表した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」において、教育ビッグデータの活用に向けて、データ項目や規格の標準化を進めることとしており、学校・教育委員会が保有する教育データの活用の可能性や方策、留意点等について、慎重に検討を進めている。

○再Q(2)

本年6月25日、貴省が発行した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」9ページに「セキュリティの確保やプライバシーの保護の観点を重視しすぎていることから、データの利活用が進んでいない」とありますが、何を指して「重視しすぎている」と言っているのでしょうか。

●再A(2)

現在、学校現場においては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、教育委員会等において強固なセキュリティ環境が構築されている。御指摘の点につきましては、技術の進展により、セキュリティを担保しっつ、データの利活用の観点からも効果的であるクラウドサービスが登場している一方で、その活用が進んでいないという趣旨になる。文部科学省としては、クラウドサービスを活用した、より安全・安価かつ柔軟な環境整備を促進するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂を進めている。

**○追加質問　　回答全般について、文科省と地教委との権限分担が不明瞭であること**

各自治体の教育委員会の教育行政は尊重されるべきで、安易に文科省からの政治的介入は行われるべきではないことは大原則である。しかし一方、「日の丸君が代」の実施に関して文科省から強力な指導があったのは事実である。今回、大阪や東京の質問に対して、いずれも各自治体の裁量権の範囲内であり、文科省が指示する性質のものではないと答えていた。しかし、著しい人権侵害や著しい法令違反に対しても文科省は各自治体の裁量権の範囲であるから「適切である」と答えることができるのか。近年ではいじめ問題等、文科省はその実態を調査し是正を促してきたが、どういう場合に是正の勧告が行われるのかその基準を示していただきたい。

**●追加回答**

お尋ねの「著しい人権侵害や著しい法令違反」の内容が明らかではないため、お答えすることは困難である。また、「どういう場合に是正の勧告が行われるのかその基準を示していただきたい」とのお尋ねについ

て、「是正の勧告」が何を指しているか明らかではないが、仮に地方自治法第２４５条の６の規定に基づく是正の勧告に関するお尋ねだとすれば、同条は「市町村の当該各号に定める自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。」としている。